

事 務 連 絡
平成28年5月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に
記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第238号）が公布され、平成28年6月1日から適用されることに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成28年3月4日事務連絡）を次のように改正し、平成28年6月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

別表Ⅱ区分071に次のように加える。

（3） カスタムメイドプレート

B00207103

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）」に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

(別表)

II 医科点検表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

II 医科点検表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分		機能区分コード		
071	カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨			
(1)	カスタムメイド人工関節	B002	071	01
(2)	カスタムメイド人工骨			
①	カスタムメイド人工骨 (S)	B002	071	02 01
②	カスタムメイド人工骨 (M)	B002	071	02 02
③	カスタムメイド人工骨 (L)	B002	071	02 03
(3)	カスタムメイドプレート	B002	071	03

機能区分		機能区分コード		
071	カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨			
(1)	カスタムメイド人工関節	B002	071	01
(2)	カスタムメイド人工骨			
①	カスタムメイド人工骨 (S)	B002	071	02 01
②	カスタムメイド人工骨 (M)	B002	071	02 02
③	カスタムメイド人工骨 (L)	B002	071	02 03
	(新設)			